

平成 16 年 9 月 14 日

正会員代表者 各 位
(写し：事業所代表者各位)

(社)日本添乗サービス協会
事務局長 鈴木 毅

旅程管理有資格者に対する主任者証の発行及び携帯の徹底について

先般当協会会長名にて日添サ協第 04 - 30 号(平成 16 年 8 月 13 日付け)により、無資格添乗員の廃絶及び主任者証の完全発行及び並びに旅行会社との打ち合わせ時における提示、添乗中の携帯の励行を依頼する書面を正会員会社代表者宛に発信いたしました。

この度、別紙書面により、国土交通省総合政策局旅行振興課長名にて、(社)日本旅行業協会(JATA)及び(社)全国旅行業協会(ANTA)それぞれの会長に対し、旅程管理主任者に係る法定要件の確認の徹底に関する通達がなされました。旅程管理主任者の選任に当たっても、その者が法定の要件を満たした者であるか否か、派遣添乗員を選任する場合も含め、旅行業者自らの責任において確認をしなければならない、と達しています。

TCSA 会員会社の取引先は JATA を中心として両協会に属する旅行会社が殆どであることから、今後は添乗員を派遣する際、派遣先より「旅程管理を行う主任者証」の提示を求められることが慣例化いたします。

法定要件の確認のためには、個別の派遣契約時又は派遣添乗員の氏名を派遣先に報告する際に主任者証の写しを提出することが最も容易な確認方法であると思います。

昨年の国内、一般旅程管理指定講習修了者の主任者証発行状況を確認したところ、会社によりばらつきはありますが、発行率が大変低い会員会社も存在することが判明いたしました。旅程管理修了証書では実地研修の経験が証明されないため、資格証明とはなり得ず、あくまで主任者証が唯一資格を証明できるものであることをご承知おき下さい。

この度の不祥事を教訓として、会員会社登録の有資格添乗員全てに有効な主任者証を発行いただくことを徹底願います。

主任者証の発行申請に関しては「研修事務マニュアル」をご参照ください。

以上

(別紙・内容複写転載)

国総旅振第105号
平成16年8月30日

社団法人日本旅行業協会会長 殿

国土交通省総合政策局
旅行振興課課長

いわゆる旅程管理主任者に係る法廷要件の確認の徹底について

今般、国内の主催旅行において、派遣添乗員を、旅行者に同行して旅程管理業務を行う者のうち主任の者（以下「旅程管理主任者」という。）として選任する際に、旅行業法第12条の11に定められた要件（旅程管理指定研修の修了及び旅程管理業務に関する実務経験）の確認作業に不備があったため、当該要件を満たさない者が旅程管理業務を行っていた事実が顕在化したところである。

旅程管理業務については、主催旅行の円滑な実施を確保するため、旅行業法第12条の10に基づき主催旅行を実施する旅行者に課せられた義務であり、旅程管理主任者の選任に当たっても、その者が法定の要件を満たした者であるか否か、派遣添乗員を選任する場合も含め、旅行者自らが責任を持って確認しなければならない。

については、今般のような事案の再発を防止すべく、旅程管理主任者の選任に当たっては、法定の要件の確認に万全を期すよう、貴協会会員各社に対し、周知徹底されたい。